



高津市民ギャラリー利用規定・貸出備品一覧

■ 市民ギャラリー概要

1 目的

ギャラリーは、市民の芸術及び文化活動を奨励し、その普及及び振興を図るための展示場として、市民団体の利用に供するものとします。

2 利用資格

ギャラリーを利用できる者は、市内に在住又は在勤するものの団体とします。

3 利用期間等

(1) 市民館休館日を除く木曜日の午後1時から、翌週の木曜日の正午までとします。

(2) 利用時間は、午前9時から午後9時までとします。ただし原則として市民館が午後5時で閉館する場合はその時間とします。

4 作品の搬入・搬出

搬入は木曜の午後1時から、搬出は翌週の木曜日の正午までに行ってください。なお、利用終了後に作品を保管しておく場所はありませんので、必ずお持ち帰りください。

5 損害の責任

利用期間中の管理は利用者の責任とし、いかなる事故が生じても川崎市はその責めを負いません。

6 中止等

展示期間中の中止については、主催者が責任をもって処理してください。

7 受付日

利用時期	抽選日	受付期間	抽選時間・場所
10月・11月・12月	4月の第2木曜日	抽選日から 利用開始予定日の 2週間前まで	10:00 までに 11階・視聴覚室へ
1月・2月・3月	7月の第2木曜日		
4月・5月・6月	10月の第2木曜日		
7月・8月・9月	1月の第2木曜日		

8 利用日時等の決定

受付開始日にあつては、当該日の午前10時に高津市民館に来館している者で、抽選にて決定します。

9 その他

- (1) 利用を終了したときは、すみやかに現状復帰してください。その他、本資料巻末の「川崎市市民ギャラリー一利用要項」の規定に従って利用してください。
- (2) 主催者は期間中、会場責任者を常駐させ、常に会場内を清潔に保てるよう留意してください。
- (3) 作品の飾り付けに際し、テープ類等の利用制限があります。以下、注意事項を必ずご確認ください。
- (4) 施設、備品、貸出品等を破損または紛失した場合は、弁償していただく場合がありますので利用にあたってはご注意ください。

■ 市民ギャラリー貸出備品一覧

備品一覧	最大貸出個数
(1) 展示パネル(縦 236cm×横 300cm)	10 枚
(2) 受付用カウンター(幅 120cm×奥行 70cm×高さ 70cm)	1 脚
(3) 案内板(ギャラリー内用3台、ビル1階・2階)	計5台
(4) 長机(幅 180cm×奥行 45cm×高さ 70cm)	10 脚
(5) 椅子	5 脚
(6) ベンチ	3 脚
(7) LEDスポットライト(天井に設置済)	25 個
(8) チェーン (鎖状のもの)	80 本
(9) フック (チェーンに引っ掛ける部品)	80 個
(10) Sカン(S字フック)	80 個

※上記以外の必要備品・消耗品類等は主催者様でご用意ください。なお、破損等により、貸出の時点ですべての個数をご用意できない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

※(3)案内板 幅56cm×高さ110cm・画鋏、幅56cm×高さ86cm・マグネット、幅37cm×高さ91cm・マグネット、ビル2階ポスターケース:幅60cm×高さ85cm・画鋏

<貸出品の例>

(8)チェーン



(9)フック



(10)Sカン



■ 市民ギャラリー利用時の注意事項

- (1) 展示にあたって天井・床・壁面、柱、ガラス等に画鋏・釘・テープ(ガムテープ、セロテープ、養生テープなどすべてのテープ類)の利用を基本的に禁止しています。
- (2) 展示パネル面には、画鋏のほか適したテープの使用のみ認めています。詳細は受付におたずねください。
- (3) 設置作業等に必要な文具等の貸出は行っておりませんので、ご了承ください。
- (4) スポットライトの位置を移動する方法は受付におたずねください。
- (5) 利用期間中は、必ず会場責任者を常駐させ、常に会場内の整理整頓、清掃にご留意ください。
- (6) 施設、備品等を傷つけたりしないようにご注意ください。破損等があった場合は、次の利用者に影響が出ますので、必ず事務室にお知らせください。
- (7) 備え付けのゴミ入れに入らないゴミは、各自お持ち帰りください。弁当の容器・生ゴミ・ダンボール類は必ずお持ち帰りください。
- (8) 休館日には、ギャラリーの利用や展示物等の出し入れをすることはできません。
- (9) 利用終了後は、速やかに撤収を行い、原状復帰してください。なお、利用終了後に作品等を保管する場所はありませんので、必ずお持ち帰りください。

■ 搬入搬出について

1 駐車場及び駐輪場について

高津市民館には専用駐車場(駐輪場)がないため、隣接するノクティプラザの駐車場(駐輪場)もしくは周辺の民間コインパーキング等をご利用ください。いずれも提携割引サービス等はございません。

※隣接するノクティプラザ駐車場の車高制限は **2.1m**です。ワンボックス車など車高の高い車でお越しの際は、事前に保有車両の高さをご確認ください。

2 展示物や荷物が多量になる場合の特例について

展示物や荷物が多量になる場合など、ノクティビル管理者への事前の申請により、地下1階にある搬入・搬出口を利用することができます。搬入搬出は地下1階の搬入・搬出口から業務用エレベーター経由となり、搬出のみのご利用も可能です。

- (1) 高さ **3.2m**以上の車両は搬入・搬出口には入れませんのでご注意ください。
- (2) 搬入口及び業務用エレベーターは商業施設と共用となっており、搬入・搬出口に車をそのまま駐車しておくことはできません。作業完了後は、速やかな車両の移動にご理解とご協力をお願いします。
- (3) 搬入時は、他の納品車両と同様、警備員が車列をビル北側の南部沿線道路に待機させ、1台ずつ搬入・

搬出口へご案内しますので、誘導する警備員の指示に従ってください。

(4) 搬入・搬出口を利用したい場合は、予定日の3日前までに市民館受付に「搬入・搬出車連絡票(高津市民館)」を提出してください。受付へ持参またはFAX(044-833-8175)まで提出してください。



その他のお問い合わせは、高津市民館受付(044-814-7603)までお願いいたします。

川崎市市民ギャラリー使用要項

1 趣旨

この要項は、川崎市市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）の使用及び管理運営について必要な事項を定めるものとする。

2 名称及び位置

ギャラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
教文市民ギャラリー	川崎市川崎区富士見2丁目1番3号 教育文化会館
幸市民ギャラリー	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2 幸市民館
中原市民ギャラリー	川崎市中原区新丸子東3丁目1100番地12 中原市民館
高津市民ギャラリー	川崎市高津区溝口1丁目4番1号 高津市民館
宮前市民ギャラリー	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4 宮前市民館
多摩市民ギャラリー	川崎市多摩区登戸1775番地1 多摩市民館
麻生市民ギャラリー	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号 麻生市民館

3 目的

ギャラリーは、市民の芸術及び文化活動を奨励し、その普及及び振興を図るための展示場として、市民団体の利用に供するものとする。

その他、教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認める場合には展示場として使用できる。

4 使用資格

ギャラリーを使用できる者は、市内に在住又は在勤するものの団体とする。

5 使用申請

ギャラリーを使用する者は、申請書を提出し、その許可を受けなければならない。

6 受付期間等

ギャラリーの使用時期及び当該使用時期に係る受付期間は、次のとおりとする。

使用時期	受 付 期 間
10月、11月、12月	4月の第2木曜日から使用開始予定日の2週間前まで
1月、2月、3月	7月の第2木曜日から使用開始予定日の2週間前まで
4月、5月、6月	10月の第2木曜日から使用開始予定日の2週間前まで
7月、8月、9月	1月の第2木曜日から使用開始予定日の2週間前まで

7 使用日等の決定

(1) 前項に規定する受付開始日（当該日が祝日に当るときは、翌日）にあつては、当該日の午前10時に各受付場所に来館している者について、その場でギャラリーの使用日等を決定するものとする。使用希望者が多数の場合は抽選により決定する。

(2) 第3項の委員会が特に必要と認める場合の使用にあつては、前号の規定に関わらず使用日等を事前に決定できるものとする。

8 受付場所

ギャラリーの使用に係る受付場所は、次のとおりとする。

名 称	受 付 場 所
教文市民ギャラリー	教育文化会館の指定場所
幸市民ギャラリー	幸市民館の指定場所
中原市民ギャラリー	中原市民館の指定場所
高津市民ギャラリー	高津市民館の指定場所
宮前市民ギャラリー	宮前市民館の指定場所
多摩市民ギャラリー	多摩市民館の指定場所
麻生市民ギャラリー	麻生市民館の指定場所

9 使用期間等

ギャラリーの使用期間等は、次のとおりとする。

- (1) 1回の使用期間は、木曜日の午後1時から翌週の木曜日の正午までとする。ただし、休館日等を除く。
- (2) 使用時間は、午前9時から午後9時までとする。
- (3) 第3項の委員会が特に必要と認める場合の使用にあたっては、使用できる期間は概ね月の二分の一以内とする。

10 搬入及び搬出

前項の使用期間には、展示物の搬入及び搬出に要する時間を含むものとする。

11 使用回数の制限

同一使用者による年間使用回数は、使用の機会均等を図る目的において制限できるものとする。

12 使用の取消し等

委員会は、使用者が次の各号の一に該当する場合はその許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) ギャラリーの使用目的に反するとき。
- (2) 入場料を徴収し、又はギャラリー内で販売行為を行ったとき。
- (3) 使用申請の内容を無断で変更したとき。
- (4) 不正行為によって使用許可を受けたとき。
- (5) その他管理運営上支障のあるとき。

13 使用料

ギャラリーの使用料は、無料とする。

14 会場責任者

ギャラリーの使用期間中は、会場責任者を常駐させなければならない。

15 特別の設備等

使用者が特別の設備を使用し、又は模様替えを行うときは、事前に委員会の了解を得なければならない。

1 6 特別の設備等の費用

前項に規定する特別の設備及び装飾に要する費用は、使用者の負担とする。

1 7 原状復帰

使用者が設備及び備品の使用を終了したとき、又は使用を中止若しくは停止されたときは、直ちにその設備及び備品を原状に回復し又は返還しなければならない。

1 8 使用中の届出

使用を中止する場合は、使用中届出を提出しなければならない。

1 9 損害の報告等

使用者は、ギャラリーの施設、設備、備品等に損害を生じさせたときは、直ちに委員会に報告し、その指示に従わなければならない。

2 0 損害の責任

使用期間中の管理は使用者の責任とし、いかなる事故が生じても川崎市はその責めを負わない。

2 1 その他

使用者は、これに定めるもののほか、ギャラリー使用者の手引きを遵守しなければならない。

附則

この要項は、平成元年10月1日から施行する。

附則

この要項は、平成2年7月1日から施行する。

附則

この要項は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成8年10月1日から施行する。

附則

この要項は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成9年9月17日から施行する。

附則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成23年1月1日から施行する。